

食育推進全国大会実施要領

平成 29 年 8 月 2 日付け 29 消安第 2523 号制定
令和 3 年 9 月 3 日付け 3 消安第 2765 号一部改正
令和 4 年 7 月 25 日付け 4 消安第 2100 号一部改正
消費・安全局長通知

第 1 趣旨

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 22 条第 1 項の規定を踏まえ、同法第 16 条第 1 項の規定に基づく第 4 次食育推進基本計画（令和 3 年 3 月食育推進会議決定）第 3 の 4 の（2）において、毎年、「食育月間」である 6 月に、国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、食育推進全国大会（以下「全国大会」という。）を開催して、食育について国民への直接的な理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携が推進されるよう実施することとされている。

このため、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事として、食育推進全国大会を開催する。

第 2 開催時期・期間

原則、開催時期については毎年 6 月とし、開催期間については 1 日又は 2 日間とする。

第 3 主催及び後援

農林水産省及び第 4 の 4 の規定により農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）が決定した地方公共団体（以下「主催地方公共団体」という。）の共催とする。

また、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会等に後援名義を依頼するものとする。

第 4 主催する地方公共団体の決定

1 募集

消費・安全局長は、募集要項を別に定めた上で、地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下「地方農政局長等」という。）を通じて全国大会を主催する地方公共団体の募集を行うものとする。

2 募集の時期

消費・安全局長が 1 の募集要項において定める日

3 応募

主催を希望する地方公共団体の長による応募は、1の募集要項に規定する応募書類を当該地方公共団体が所在する区域を管轄する地方農政局長等（以下「管轄地方農政局長等」という。）を経由して消費・安全局長に送付してするものとする。

4 決定

消費・安全局長は、3の規定により送付された応募書類等を審議の上、主催する地方公共団体を決定するものとする。

5 意見聴取

消費・安全局長は、複数の応募があった場合において、4の決定をしようとするときは、当該決定の透明性及び公平性を確保する観点から、あらかじめ、外部有識者の意見を聴取するものとする。

6 通知

消費・安全局長は、4の決定をしたときは、管轄地方農政局長等を通じて当該地方公共団体の長に対してその旨を通知するものとする。

第5 開催場所

主催地方公共団体が管轄する区域に所在する会場であって、当該地方公共団体の長が選定したものとする。

第6 大会テーマの決定

大会テーマについては、農林水産省と主催地方公共団体の協議により決定する。

第7 参加者

国民一般、地方公共団体関係者、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等

第8 概要

1 開会式及び食育活動表彰

開会式を行い、その中において、食育活動表彰を実施する。

2 シンポジウム、展示会等

シンポジウム、展示会等食育に関する国民の理解を深めること等を目的とした企画を実施する。

第9 周知

全国大会の周知については、以下に掲げる方法等により行うものとする。

1 農林水産省ホームページへの掲載（事前・事後）

2 ポスター・パンフレット・チラシの配布（事前、全国）

3 記者クラブ等を通じた広報

4 農林水産省機関誌、公式 facebook 等への掲載

第10 その他

この要領に定めのない事項であって全国大会の実施に関し必要な事項は、大臣官房参事官（兼消費・安全局）が別に定める。